

大津市立青山小学校 P T A 細則

(役員候補者推薦委員会)

第1条 役員候補者推薦委員会は、次のとおりとする。

1. 役員候補者推薦委員会は、役員立候補者がいない場合、毎年11月末までに当該年度の会長、副会長、参与、庶務、会計、各地域委員代表1～数名（選挙管理委員は除く）によって組織し、次年度の本会の役員候補者を次年度5年生、6年生の会員から推薦する。ただし、過去において役員、地域委員、学級委員・学年委員または青山中学校PTAの役員として選出されたことのある会員世帯からは、原則として推薦しないものとする。
2. 委員長は、当該年度の会長が務める。
3. 役員候補者推薦委員会は、次年度の本会役員の推薦にあたっては、本人の了承を得て、選挙管理委員会に報告する。
4. 役員候補者推薦委員会は、次年度の本会役員が信任されたとき、解任される。
5. なお、推薦により候補者が決まらない場合は、抽選により候補者を決することができるものとする。
6. また、委員長が必要と認める場合には、補欠候補者を抽選等により選任できるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、次のとおりとする。

1. 選挙管理委員会は、毎年10月末までに組織する。
2. 選挙管理委員会は、次年度の本会の役員選出と同時に解任される。

第3条 当該年度、最初の選挙管理委員会は、会長が召集し、選挙管理委員長選出後は委員長に運営を委ねなければならない。

第4条 選挙管理委員会は委員長、副委員長、委員2名の計4名で構成し、選挙管理委員の互選によって委員長、副委員長を選出する。

第5条 選挙管理委員会は、本会役員の選挙結果、及び信任投票の結果を会員に報告しなければならない。

(常設部会)

第6条 本会に次の常設部会を設置する。

1. 教養部－会員相互の親睦を図り、会員自らの向上を図るための研修を行う。
2. 厚生部－保健体育の向上と、福利厚生面の充実を図る。
3. 広報部－PTA活動に関する会員の共通理解を得るための情報を提供する。
4. 地域部－地域・家庭と連携し、教育環境の充実を図る。

第7条 各部会は、次のとおりとする。

1. 学年委員は、会長の委嘱により、教養・厚生・広報部の各部員として配属される。配属する部員数は、会長が必要数を定める。
2. 地域部は地域委員全員により構成する。
3. 会長と参与と相談し、本人の意見を聞いたうえで、教職員会員を各部の顧問として委嘱することができる。
4. 各部会には、部長、副部長及び会計をおく。
5. 部長、副部長及び会計は、部員の中より互選し、会長が委嘱する。ただし、過去において役員や学級委員・学年委員、地域委員に選出されたことのある会員世帯については、原則として選出しないものとする。
6. 部長は部会を統括し、副部長は部長を補佐し、会計は部会の会計事務を処理する。

第8条 部長は、活動遂行のため、必要に応じて部会を召集することができる。

(総会)

第9条 総会の開催形態を、書面またはWeb等を用いた会議形式も可能とし、議決権行使を使い意思を反映することができるものとする。

第10条 総会の議長及び副議長は、次のとおりとする。

1. 総会の議長及び副議長は、役員、地域委員、学年委員及び会計監査員を除く会員の中から選出することとし、選出にあたっては、当該年度の本部役員がその任にあたる。
2. 議長、副議長1名ずつを選出する。

(会計監査)

第11条 会計監査員は、別途委員総会で決定する別表1に基づく順序で、当該年度の各地域の会員より2名を選出することとし、選出にあたっては、当該年度の地域委員がその任にあたる。

(慶弔規定)

第12条 会員相互の慶弔の意を表すため、慶弔規定は次のとおりとする。

1. 本会員または児童が死去した時は、弔意金として1万円相当額を贈る。
2. この規定外の慶弔等に関することについては、その都度役員会で協議する。

(体育・文化サークル)

第13条 会員有志は、体育・文化活動を通じて会員相互の研鑽と交流を深めるための体育・文化サークル（原則として会員5名以上）の設置を役員会に申請することができる。役員会での審議を経て委員総会において認可されれば、当該年度の活動を厚生部内下部組織として行うことができる。活動を継続する場合には、各年度毎に申請を行わねばならない。なお、補助金は役員会の承認を経て支給できる。

(専任委員)

第14条 PTAの円滑な活動を図るため、会長は役員会の了承を得て会員の中から専任委員（若干名）を任命することができる。

第15条 専任委員は、会長の求めに応じて委員総会、役員会、拡大役員会に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選出)

第16条

1. 細則第1条第1項において、推薦者の中で立候補がない場合は、役員を抽選等にて決定するものとする。
2. 抽選等にて決定する際、出席できない会員世帯は、必ず委任状を推薦委員会に提出するものとし、委任状の提出なき場合は、その会員世帯の選出決定は推薦委員長に一任されるものとする。

第17条 副会長と会計は、保護者の男女1名ずつを原則とする。ただし、状況により会長が変更出来るものとする。

(地域委員数)

第18条 地域委員は、原則として、各地域の児童30名に対し1名選出するものとする。ただし、必要に応じて見直す。

(学年委員数)

第19条 学年委員数は、各学年で相当人数を選出するものとする。選出する学年委員数は、会長が必要に応じて見直し、決定する。

(立ち当番)

第20条

1. 会員は、全児童が安全に通学できるよう、危険箇所の見守りを当番制で実施する（以下立ち当番と記載）。ただし、事情により集団登校が困難な場合、保護者、PTA、学校の協議を経て、集団登校しない児童の会員については、立ち当番を免除する。
2. 立ち当番の担当場所等は、本会で協議し決定する。

(委員の選出)

第21条 地域委員および学年委員の互選において、原則として過去に委員経験が全くない方から優先して選出することとするが、それが困難な場合は、地域および当該学年にて話し合っ

て決める。
話し合う事が困難な事由については、別途免除申請を募り、会長および会長が指名した役員で内容を確認し、免除可否を決定するものとする。

(文書保存期間と廃棄)

第22条

1. 本会の運営にかかわる諸文書、会計書類、証憑等（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）の保存期間は、原則として5年とする。ただし、個人情報を含む文書については、青山小学校PTA個人情報取扱方法に定めるところに従う。
2. 前項の保存期間の起算日は、文書の完結した日の属する年度の翌年度の4月1日とする。
3. 保存期間を過ぎた文書は、役員会の承認を得て、適切な方法で廃棄するものとする。ただし、保存期間経過後も保存することが必要と認められたものについてはその限りではない。その場合は、役員会で決定し、文書で保存理由を明記したうえで次年度の役員会に引き継ぐものとする。

別表1(細則11条 会計監査員選出表)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
地域	青山 六丁目	青山 七丁目	桐生	青山 八丁目	青山 三丁目	松が丘 一丁目	松が丘 二丁目	松が丘 三丁目	松が丘 五丁目	松が丘 四丁目	松が丘 六丁目 七丁目	青山 四丁目 五丁目	青山 一丁目 二丁目	青山 六丁目 七丁目	桐生
担当 年度	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年

付則

- この細則は、平成4年6月6日より施行する。
- この細則は、平成6年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成7年5月28日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年3月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成8年5月11日改正し、施行する。
- この細則は、平成11年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年2月19日改正し、施行する。
- この細則は、平成12年5月6日改正し、施行する。
- この細則は、平成14年2月2日改正し、施行する。
- この細則は、平成15年5月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成16年2月20日改正し、施行する。
- この細則は、平成18年2月24日改正し、施行する。
- この細則は、平成19年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年2月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成20年5月12日改正し、施行する。
- この細則は、平成22年2月26日改正し、施行する。
- この細則は、平成24年10月31日改正し、施行する。
- この細則は、平成25年5月22日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成27年5月13日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年2月23日改正し、施行する。
- この細則は、平成29年5月17日改正し、施行する。
- この細則は、平成30年5月10日改正し、施行する。
- この細則は、令和元年5月9日改正し、施行する。
- この細則は、令和2年6月28日改正し、施行する。
- この細則は、令和3年5月16日改正し、施行する。